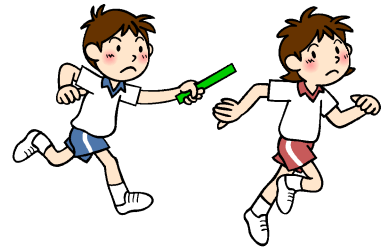
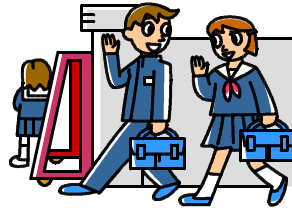


八代市立第五中学校

「いじめ防止基本方針」



令和6年4月

【 目 次 】

- 1 本校のいじめ防止基本方針について
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめの理解
 - (3) いじめの未然防止について
 - (4) いじめの早期発見について
 - (5) いじめへの対処について
 - (6) 家庭や地域との連携について
 - (7) 生徒会との連携について
 - (8) 関係機関との連携について
- 3 本校におけるいじめの防止等のための取組
 - (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - (2) いじめの未然防止のための取組
 - (3) いじめの早期発見のための取組
 - (4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画
 - (5) 学校におけるいじめへの対処
 - (6) いじめへの対処の流れ
 - (7) いじめの防止等への取組の評価
- 4 重大事態への対処
- 5 基本方針の見直し及び公表

1 本校のいじめ防止基本方針について

八代市立第五中学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

〈いじめの防止等の対策に関する基本理念〉

いじめの防止等の対策は、教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義について

いじめ防止対策推進法第2条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」にあたるか否かの判断において、特に次の点に留意する。

- ・いじめられた生徒の立場に立って見極めること。
- ・本人がいじめられたことを否定する可能性があることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該生徒が関わっている生徒、集団等を指すこと。
- ・ケンカやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目すること。

(2) いじめの理解について

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会を

いかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

また、いじめは、どの学校にも、どの子供にでも起こりうるものであり、その責任をいじめられる側に求めるものではない。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう努めなければならない。

(3) いじめの未然防止について

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象とした、いじめの未然防止の働きかけが必要である。いじめを生まない土壌をつくるために、全ての生徒を、いじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせるよう関係者が一体となった継続的な取組が重要である。

特に、生徒には様々な背景（障がいのある生徒、性的指向・性自認に係る生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒等）がある生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められる。

具体的には、各教科や道徳、学活での「命を大切に作る心」を育む指導や自己有用感や学校生活の楽しさを感じる実践、自らの思いを出せる場の設定等を丁寧に積み重ねることで、いじめの未然防止が可能になると考えられる。さらに、それらの取組は地域、家庭と一体となって生徒の支えとなる力になる必要がある。

(4) いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが求められる。

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。また、生徒は思春期の多感な時期であることから、生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一歩踏み込んだ対応が求められる。

また、わずかな兆候であってもいじめを疑い、早い段階からの的確に関わりをもち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないよう積極的に対応する必要

がある。

そこで、日常生活の中での生徒の様子を観察、生活ノートの記述、定期のアンケート調査や教育相談、複数職員による情報交換等の体制づくりを行い、家庭とも連携して情報交換を行いながら生徒の状況把握を適宜行い、少しでも気になる点が見つければ話し込みながら、実情を把握し、問題の解決に向けて取り組むようにする。

(5) いじめへの対処について

いじめが認知された場合、学校としていじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、組織的な対応を行う。また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応していく。このため、日頃からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備を行う。

(6) 家庭や地域との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が欠かせない。そして、家庭・地域での躾やマナーの指導を通して規範意識の育成を図ることは大変重要である。そのためには、社会全体でいじめをさせない考えや環境を整えることの重要性を家庭や地域に啓発し、道徳心や規範意識の醸成を特に意識して取り組んでもらうようにする。また、本来、生徒のささいな変化の把握については家庭が大きな役割を持つ。その点から、学校との連絡相談を密にする連携の在り方についても、日常的に働きかけていかなければならない。

(7) 生徒会との連携について

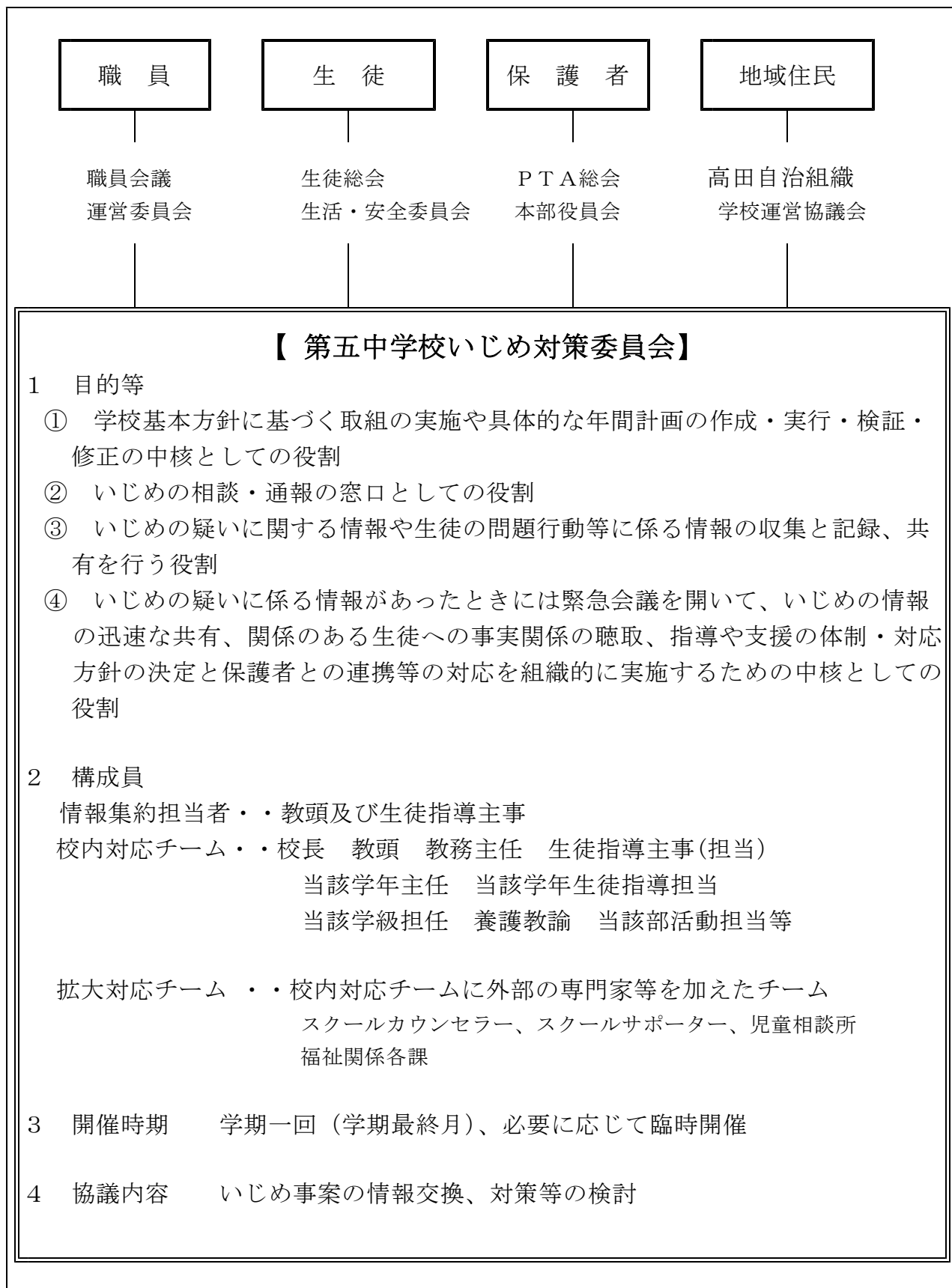
学校のすべての教育活動の中で育む「いじめを許さない心情や態度」が、日常の中で実践化されるためには、生徒自身が「いじめ防止・根絶」に向けて行動を起こす経験をさせることが大変効果的で、不可欠なことだと考えられる。そこで、生徒会活動に「道徳心や規範意識を高める取組」や「いじめ防止・根絶するための取組」を位置づけて、効果的に実践させ、いじめを許さない実践力や心情を強化していく。さらに、自発的な活動に発展させたり、家庭や地域へ取組を広げたりするなどして、「いじめをしない、させない考え」が当然に感じられる環境づくりまで高めていく必要がある。

(8) 関係機関との連携について

いじめの防止や問題解決への対応に学校で組織的に取り組んでも、解決が難しい場合は、関係機関(市教育委員会、児童相談所、警察、医療機関、福祉関係等)との適切な連携を行う。平素から、連絡窓口を作っておき、担当者による連絡会の開催等、情報の共有ができる体制づくりをしておく。

3 本校におけるいじめの防止等のための取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織



(2) いじめの未然防止のための取組

ア 居場所づくり（わかる授業）、絆づくりの実践

「子どもの居場所づくり推進テーブル」から

□生徒同士のつながりキーワード「人間関係」（子供と子供）

一人一人の生徒の良さを理解し合うために、朝夕の学活で短時間スピーチ等の取組を行う。また、生徒会活動の中で全校レクレーション（体育委員会のGクラスマッチ等）を実施する。

□教職員と生徒のつながりキーワード「信頼関係」（先生と生徒）

生活ノートのやりとりや教育相談を通して、担任との信頼関係構築と学校生活への安心感を育む。欠席等についても「愛の1・2・3運動+1」等で必ず連絡や家庭訪問を実施する中で生徒や家庭状況を理解しながら、生徒との相互理解を深める。i - c h e c k 等も活用しながら、一人一人が安心して過ごせる集団づくりに取り組む。また、各教科の授業等の学習指導においても、生徒の立場にたって丁寧な分かる指導を行い、安心して授業に参加できるようにする。さらに、部活動においても、厳しさの中に支え合う集団づくりに取り組む。

□組織体としての教職員同士のつながりキーワード「一致団結」（先生と先生）

気になる生徒に関する情報交換を関係職員とこまめに行い、状況を共有し、取組の方向性を日常的に確認して指導にあたる。また、問題発生時は、管理職、生徒指導主事、学年主任等に適切に報告・連絡・相談を行い、解決に向けて具体的な方策を確認しながら関係職員で役割分担するなどして、迅速に生徒・保護者への指導に当たる。必要に応じてケース会議等も開催する。

□学校と家庭、地域・関係機関のつながりキーワード「連携・協働」

校区内の保育園・小学校、PTA、学校運営協議会、高田自治組織等地域の各組織等には、機会ある毎に連携の必要性を説明しながら情報交換を行い、問題点等を検討する。また、いじめ等の具体的な重大事例に関しては、市教育委員会、児童相談所、市役所福祉課、警察等と緊密に連絡をとって具体的な取組を検討していく。

イ 道徳教育の充実

道徳の時間は、年間計画に基づいて生徒の実態を踏まえた授業を確実に実施することと、学校行事や体験活動との関連を図り「命の大切さ」についてつながる指導を行う。併せて「いじめは絶対に許されないことであり、許してはならないことである」という認識を生徒が持てるように教育活動全体を通して指導する。

ウ 生徒会活動の充実

生徒一人一人が主体的に考え、いじめ防止のために行動できるように、生徒会全体のテーマの一つに位置づけ、これまでの人権ボランティア委員会の「心のきずなを深める集会」等の充実を図りながら、生活・安全委員会による「規範意識の向上」等の日常の実践を広げ高める取組を行う。より良い学校生活の基盤がお

互いの人権尊重であることを意識させながら、さまざまな取組を立案・実践させる。

エ 小中一貫・連携教育の取組

平成23年度から始まった中学校区単位における小中一貫・連携教育の取組により、情報交換をはじめ、生活指導・学習指導の共通の視点や項目を確認し、効果的な指導を行う取組など一定の成果を出している。しかし、一小・一中の本校区においては、小学校時の人間関係や行動上の課題等が原因で、問題行動につながることもあり、生徒指導上の細かい連携対応が必要である。これまでの取組をさらに検討し、「命を大切」にし、「いじめをしない、許さない」心情を小中連携して育成していかなければならない。

オ 体験活動の充実

現在実施している体験活動や体験学習を充実させ、体験による自信や実感を体感させ、人との交流による自己有用感を実感させて、目標に向かって頑張る意欲や人間関係をよりよくつくろうとする態度を育成していく。

カ 校内研修の取組

「学習環境づくり」を基盤に「分かる授業づくり」に向けた指導力向上、「確かな学力」の向上を念頭に置き、「主体的・対話的で深い学び」と「ICTを活用した教育活動」を両輪として教育活動の改善を進めている。

また、生徒理解の時間や人権学習に関する研修も取り入れ、学校全体で危機意識を持って取り組む体制を充実させる。

キ 生徒指導充実月間の取組

年度当初と2学期初めは、生徒の心身が不安定になりやすい。この時期には、特に生徒の状況について細かく観察し、小さな変化についても関係職員で情報交換を行い、声をかけたり教育相談をしたりするなど早期に対応する。課題が見られる場合は、家庭との話し合いやスクールカウンセラー等からの支援を仰ぐなど、早急に学年部等の組織で対応する。

(3) いじめの早期発見のための取組

ア 定期的なアンケート及び教育相談の実施

- ・学期一回の生活アンケートの実施と結果分析、事後の個別教育相談の実施
- ・学期一回の担任による教育相談の実施
- ・適宜の生活アンケートと個別相談の実施

イ 校内相談窓口の設定と周知

- ・すべての職員が相談の窓口となることを生徒・保護者に周知する。
- ・保護者には、PTA総会、学級懇談等で周知する。

ウ 電話相談窓口等の周知

- ・主な相談窓口として

相談機関名	時間帯	電話番号
熊本県24時間子どもSOSダイヤル	24時間	0120-078310
いじめ・不登校アドバイザー (八代教育事務所内)	平日8:30~17:15	0965-35-8550
子ども支援相談室 (八代市教育サポートセンター内)	平日13:00~17:00	0965-30-1669

エ 特別支援教育の視点から

- ・さまざまな課題や厳しい家庭状況にある生徒と保護者については、普段から細やかに連絡をとり、相談したいことがある場合には気軽に相談できる関係を築いておく。
- ・担任のみならず、学年部の職員や養護教諭等が相談窓口となれるよう普段から関係づくりを行う。

オ 日々の観察

- ・担任による健康観察、生活ノートの確認、表情や様子等を観察する。
- ・校長、生徒指導担当による正門での登校指導で全校生徒を観察する。
- ・部活動担当職員による部員生徒を観察・指導し、他職員と情報交換をする。

(4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画 *必要に応じて項目等を調整

	学校行事	道徳	人権学習	学活
4月	始業式 入学式 大掃除 家庭訪問			学級組織づくり(全)
5月	避難訓練 1年集団宿泊 教育相談 期末考査	うわさで決めるの?(1年) ソムチャイ君の笑顔(2年)	今の水俣を伝えたい (1年) 学級人権宣言をつくろう	生徒会活動を理解しよう(1年) 宿泊教室へ向けて(1年) 生活アンケート(全)
6月	心のきずなを深める集会 中体連総体	裏庭での出来事(1年) サキとタク(2年) インターネットと共に(3年)	(全) 班ノートから(3年)	私たちの権利と人権尊重につ いて(2年) 将来の生き方(1年)
7月	授業参観 体育大会結団式 終業式 三者面談 県中体連	笛(3年)		職場体験に向けて(2年) 体育大会に向けて(全)
8月	三者面談 体育大会練習 始業式 実力考査			
9月	体育大会 中体連陸上 職場体験			体育大会へ向けて(全)
10月	教育相談 高校説明会 中体連駅伝大会	私たちの合唱コンクール(3年) どうして(3年)		生活アンケート(全)
11月	県共通テスト 期末考査 文化発表会	公平とはなんだろう(1年) 未来から来たおじいさん(2年) 卒業文集最後の二行(3年)	教科書無償の闘いから学 ぶこと(1年) 自分たちの生活を考えよ う(2年) 私の選択(3年)	文化発表会・合唱コンクール に向けて(全) よりよい集団づくり(2年) 男女の人間関係(3年) 就職差別(3年)
12月	修学旅行 県学力検査 人権集会 三者面談 生徒会役員選挙			修学旅行に向けて(2年) 私たちの権利と人権尊重につ いて(1年)
1月	実力考査 職員会議 席書会 高校入試	吾一と京造(1年) 五井先生と太郎(3年)		生命の大切さ(1年) 生活アンケート(全)
2月	学年末考査 高校入試 新入生説明会		ひょうたん島(1年) 握りしめたこぶし(3年)	進路の計画(1年) 男女の協力(2年) 性の情報環境(3年)
3月	卒業式 修了式		三月三日の風(2年)	今年度を振り返って(1・2年) 3年間を振り返って(3年)

	総合的な学習の時間	生徒会活動(委員会名)	校内研修・評価	保護者や地域住民との連携
4月		年間計画の決定・日常活動の開始(全)	全体計画・年間計画立案	入学式 家庭訪問 授業参観・懇談会・PTA総会
5月	清掃活動(全) 集団宿泊教室(1年) 水俣病学習(1年)	集団行動コンクール(体育) 花の植え替え(美化) 花束ことば集め(人権ボランティア)	生徒理解 小中合同研修会	学校運営協議会
6月	部落問題学習(2年) 班ノートから(3年) 学級人権宣言づくり(全)	人権集会(人権ボランティア)	小中一貫・連携教育 学年会(授業研究会) 人権レポート研修	わっごの会
7月	体験入学説明会(3年)	美化コンクール(美化)		わっごの会 1年学年PTA 授業参観・懇談会
8月			小中合同研修会	
9月	職場体験(2年)		小中合同研修会	体育大会 わっごの会
10月	部落問題学習(2年) 上級学校説明会(3年) 就職差別問題学習(3年)	花束ことば集め(人権ボランティア) 美化コンクール(美化)	保健関係研修 学年会(授業研究会)	
11月	文化発表会に向けて(全)	学習クラスマッチ(学習) Gクラスマッチ(体育) 文化発表会準備(人権ボランティア・保健・給食・放送)	学年会(人権学習及び生徒会役員改選) 小中合同研修会 Cブロック研修(人権教育)	文化発表会 学校運営協議会
12月	人権集会に向けて(全) 修学旅行(2年) 三者面談(3年)	人権集会(人権ボランティア)	学年会(授業研究会) 特別支援教育	わっごの会
1月		美化コンクール(美化)	学年会(性教育)	わっごの会
2月	職業調べ(1年) 立志式に向けて(2年) 部落問題学習(3年)	学習クラスマッチ(学習) 挨拶運動(生活)	人権教育研修 (レポート検討)	学校運営協議会 わっごの会 2年立志式 授業参観・懇談・PTA総会
3月	障がい者差別(1年) 部落問題学習(2年)		研修まとめ	卒業式

(5) 学校におけるいじめへの対処

ア いじめについての事実確認

- いじめを認知した職員は、直ちに該当生徒の担任に連絡する。
- 該当生徒の担任は、いじめを止めさせるとともに、そのいじめに関わる生徒全員から個別に事情を聴き、それを突き合わせて事実確認を行う。
- 該当生徒が多数に及ぶ場合は、関係学年部担当で分担して事情を聴き取りそれらの情報を持ち寄って事実確認を行う。
- 事実確認においては、いじめの行為を行った経緯や心情等も十分に聴き取り、他の関係生徒、周囲の児童や保護者等からの意見も総合して正確にまとめる。
- 情報を伝えたり、相談にきた生徒を守ったりするために、授業中、休み時間、放課後を見守る体制を整える。

イ いじめられている生徒への対応

- いじめられたつらい心情を受け入れ共感しながら事実確認の聴き取りを行い、解決に向けて該当生徒を守り続けることや励ましなどを伝えて気持ちの安定を図る。
- つらいことを耐えて頑張ってきたことなどを言葉かけするなどして、自尊感情を高め、今後の意欲づけを図る。

ウ いじめている生徒への対応

- いじめた心情と行為に移るまでの経過を確かめながら、相手への理解の仕方と気持ちの持ち方について考えさせる。そして、その問題点に気づかせて反省させる。
- いじめた行為そのものは、決して許されない行為であることを毅然として指導する。
- 立場を入れ替えていじめられた生徒の心情についても考えさせて、心情的にも「してはいけないことをした」と納得させて、反省させる。

エ 周囲の生徒への対応

- いじめの当事者だけの問題にとどめず、学校集団の問題として捉えさせ、傍観者にならず、解決へ向けて行動を起こす心情を育成する。
- はやしたてや見て見ぬふりの行為は、いじめを肯定・助長することを理解させて、いじめを訴える勇気を持つように指導する。
- 生徒自身の体験事例やマスコミ報道事例を通して、いじめについて学習する場面を設定し、自分の問題として捉えさせるようにする。

オ いじめを受けた生徒の保護者への対応

- 事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問等を行い、把握した事実を伝える。
- 学校として該当生徒を守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に説明する。また、加害生徒や関係生徒に対する指導については、しっかり聴き取り、いじめの行為については毅然と指導し、反省点については納得するまで指導し、繰り返すことがないように指導することを伝える。
- 継続して加害生徒を指導している場合は、対応状況をこまめに伝えて理解を促し、安心感を持たせるとともに、該当生徒の家庭での様子等を聴き取り、対応状況の適否を検討する。
- いじめ問題が解決した後も継続して連絡をとり、その後の生徒の状況や保護者の理解状況を把握し、適切な励ましや助言を継続して行う。

カ いじめた生徒の保護者への対応

- 事情聴取して事実確認ができた後、家庭訪問で（あるいは学校において）事実を伝え、その場で生徒に事実の確認をするとともに、相手の生徒の状況も伝え

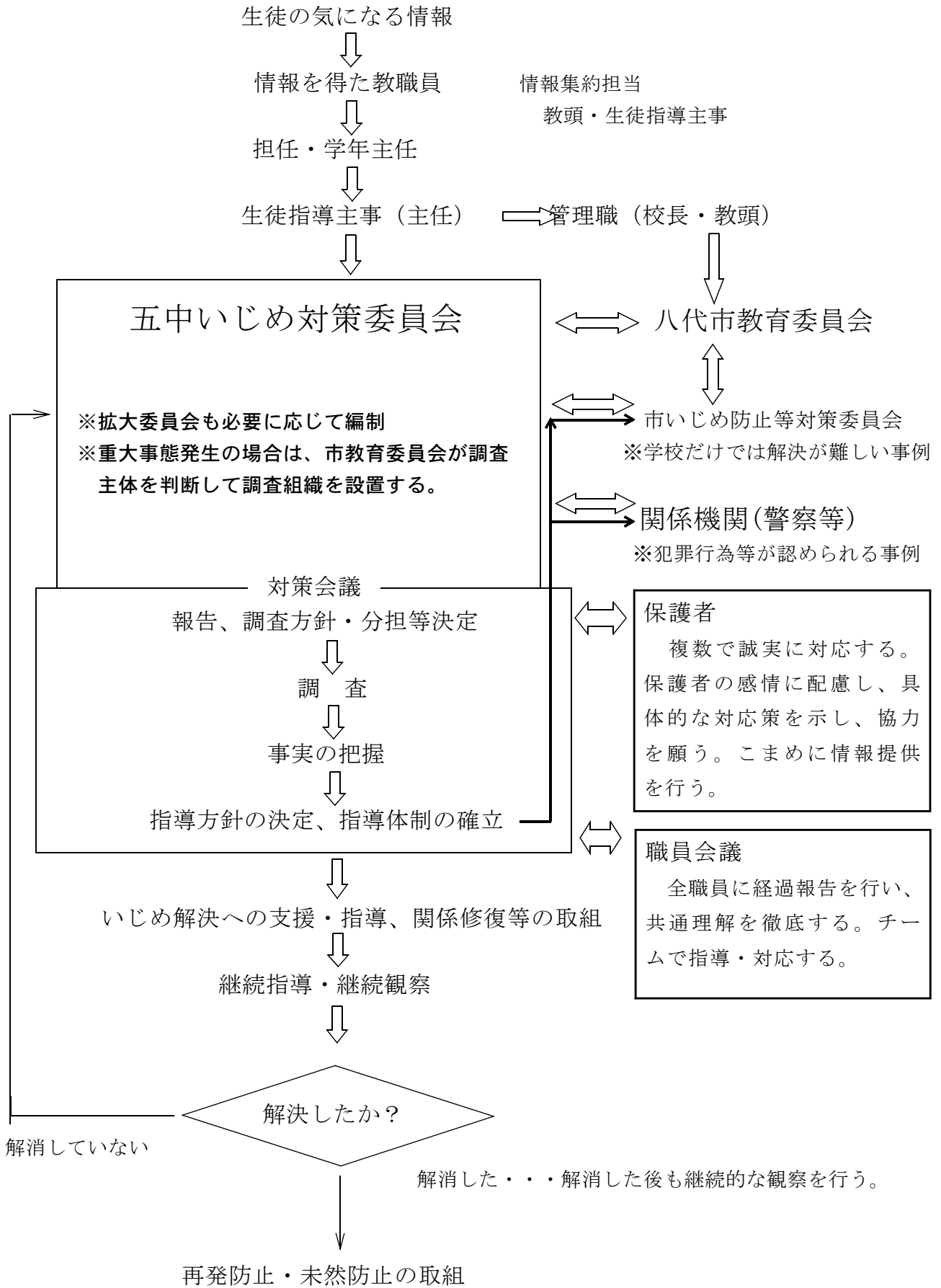
ていじめの重大さを認識してもらう。

- いじめられた生徒・保護者のつらさや思いを伝え、よりよい解決方法を考えて行動するように促す。
- 指導の経過と生徒の変容等を伝え、指導への理解を図り、加害生徒への反省の気持ちに寄り添いながら適切な指導を求める。
- 学校としては、加害・被害両方の立場の生徒をよりよく成長させるべく指導していることをきちんと伝えておく。

キ 保護者全体への対応

- 保護者会（全校・学年・学級・部活等）を早めに開く。事実の説明においては、被害を受けた生徒・保護者の意向を十分に確認しておく。
- 保護者会では、情報を正しく伝え、憶測等による噂が広がらないようにし、保護者の協力が重要なことを伝え、気になることは学校へ連絡するなど学校との協力体制を整える。
- 今後の対応も説明し、安心感をもたらし、生徒への接し方等についても具体的に説明する。また、接し方やカウンセリング、外部の医療機関や相談先の情報などを知らせる。保護者会終了後は、相談に応じられるように職員は待機する。
- PTAとも日頃からいじめ問題の対応等について協議を行っておき、協力体制を整えておく。保護者代表としての立場から協力してもらえる場合には協力を依頼する。
- スクールカウンセラー等にも、保護者会で「心のケア」や「発達に応じた親としての関わり方」等について講話を依頼する。

(6) いじめ問題対処の流れ (例) *学校の実態に合わせて作成



(7) いじめの防止等への取組の評価について

- 学校は、いじめの防止等に向けた取組の検証や会議を随時行い、その都度改善に努める。
- 学校は、いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告する。

4 重大事態への対処

*市の基本方針、学校いじめ対応マニュアルを参考に *誰が、何をするという行動を示すものに

〔重大事態の定義〕「いじめ防止推進法第28条より」

- 1 いじめにより該当学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより該当学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

事例①) 児童生徒が自殺を企図した場合

事例②) 身体に重大な傷害を負った場合

事例③) 金品等に重大な被害を被った場合

事例④) 精神性の疾患を発症した場合

事例⑤) 年間30日以上の不登校状況が見られる場合

事例⑥) 児童生徒や保護者から申立てがあった場合 等

〔重大事態発生時の連絡体制〕 ※別紙市教委の対処による。

発見者 ⇒ 担任 ⇒ 学年主任 ⇒ 生徒指導主任 ⇒ 教頭⇒ 校長

校長 ⇒ 市教育委員会学校教育課

※緊急時には臨機応変に対応する。

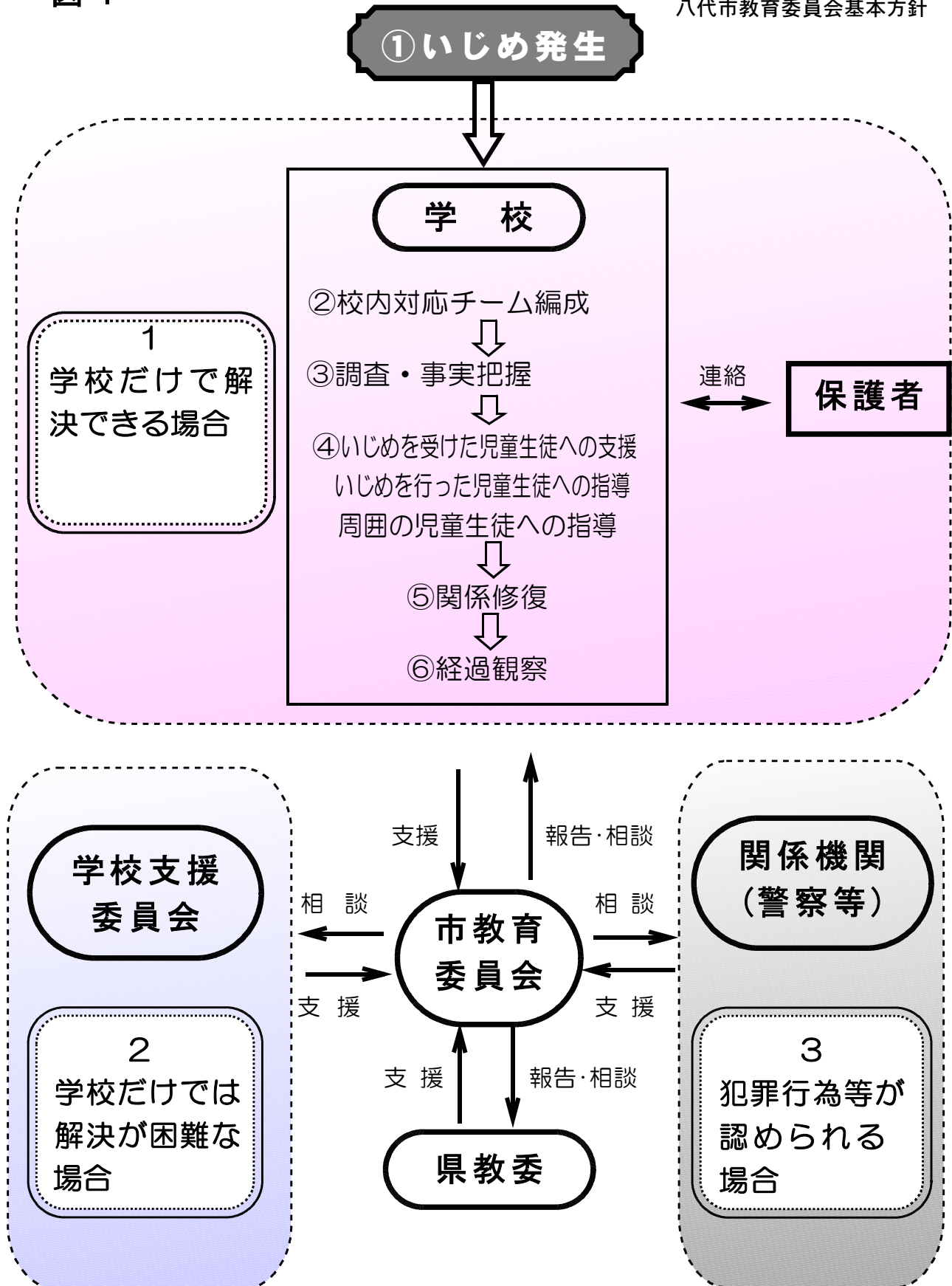
※教育委員会への一報を入れて、改めて文書で報告する。

※必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報する。

5 基本方針の見直し及び公表

- 年度ごとにいじめに関しての統計や分析を行い、これに基づいた対応する。
- ホームページ等で学校いじめ防止基本方針を公表する。
- 年度ごとにいじめ問題への取組を保護者、生徒、職員で評価・検討を行い、改善を図る。
- その結果を受けて、学校いじめ防止基本方針の見直しも行う。

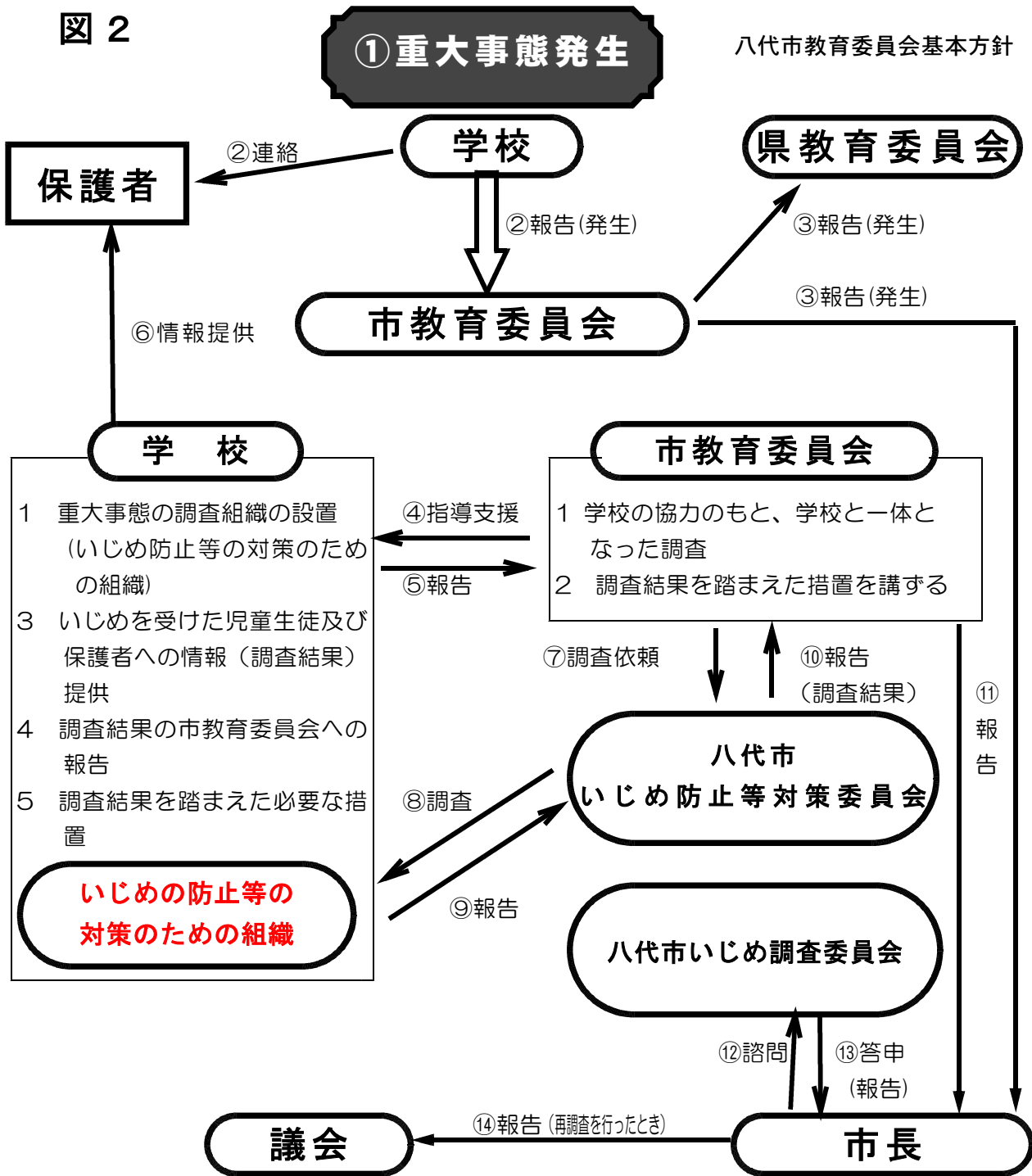
図 1



学校支援委員会：学校だけでは対応が困難となった場合、専門的な立場において、学校及び学校関係者を支援する外部組織

図 2

八代市教育委員会基本方針



○重大事態（第28条）

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※相当の期間とは、30日以上をいう。